

月報私学

4

2017
Vol.232



1951年に創立した学校法人盛岡大学は、キリスト教精神に則り「対話のある学校」を具体的な行動原理として掲げ、地域に根ざした教育機関を目指し日々の実践に取り組んでいます。昨年9月には盛岡大学新校舎「Student Hall」(右上)が竣工し、学生が集う開放的な「岩姫LOUNGE」(左上)や「少人数用アクティブラーニングスペース」(下段中央)等の施設が増設されました。

写真提供：学校法人 盛岡大学（岩手県滝沢市）

CONTENTS

●平成28年度 私立大学等経常費補助金最終交付状況と配分方法の主な変更点	2
●電子証明書等の取り扱い	4
●平成29年度 学校法人基礎調査のご案内	5
●大学ポートレートのご利用案内	6
●平成29年度 私学経営情報センターが行うサービスのご案内	7
●連載④「魅力あふれる学校づくりを目指して」	
次なる躍進に向けて	8
●ねんきん定期便を送付しています	10
●療養費・家族療養費の請求手続き	11
●資格関係の報告内容の訂正／無効の加入者証等の回収と返納のお願い／ 掛金等の納付には便利な口座振替をご利用ください	12
●資格取得等の報告は加入者が所属する学校で報告してください／ 平成29年度 団体信用生命保険料充当金率（住宅貸付）／住宅貸付借受人に退職手当等を 支給したときは即時償還となります／震災対応 一部負担金の免除期間の延長	13
●平成29年度 ガーデンパレス共済業務課主催 各種説明会	14
●平成29年度 私学事業団海外研修旅行の募集／様式用紙等の請求方法	15
●私学共済事業のあらまし	16
●I N F O R M A T I O N	18
●宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	20

平成28年度 私立大学等経常費補助金 最終交付状況と配分方法の主な変更点

平成28年度私立大学等経常費補助金は、当初予算額、補正予算額の合計額32億1430万5980円（復興特別会計を含みます）のうち、32億1433万7000円を877校に対して交付しました。

表1 平成28年度 私立大学等経常費補助金交付状況

区 分	学 校 法 人 数			学 校 数			補 助 金 額	
	総数 (A)	交 付 法 人		総 数 (C)	交 付 校		予 算 額	交 付 決 定 額
		法人 (B)	% (A)		学校数 (D)	% (C)		
一 般 補 助	大 学	法人 556	533	95.9	603	570	94.5	千円 251,474,499
	短 期 大 学	108	105	97.2	325	304	93.5	18,215,406
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	446,095
	計	665	639	96.1	931	877	94.2	270,136,000
特 別 補 助	大 学	556	524	94.2	603	557	92.4	45,405,896
	短 期 大 学	108	99	91.7	325	297	91.4	5,584,908
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	36,533
	計	665	624	93.8	931	857	92.1	51,294,598
合 計	大 学	556	533	95.9	603	570	94.5	296,880,395
	短 期 大 学	108	105	97.2	325	304	93.5	23,800,314
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	482,628
	計	665	639	96.1	931	877	94.2	321,430,598

このうち、一般補助は27億3600万円、特別補助は5億103万7000円（復興特別会計を

表2 平成28年度 私立大学等経常費補助金特別補助交付状況

項 目 名	実 績	
	対象（校）	交付額（千円）
1 成長力強化に貢献する質の高い教育	789	6,293,701
2 社会人の組織的な受入れ	548	5,440,125
3 大学等の国際交流の基盤整備	693	6,117,528
4 大学院等の機能の高度化	654	15,689,042
5 経営強化等支援	137	3,825,818
6 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実	697	7,747,786
7 熊本地震からの復興支援	173	4,418,939
8 東日本大震災からの復興支援 ^{※1}	27	1,494,398
特 別 補 助 計	857 ^{※2}	51,027,337

※1 復興特別会計にかかる項目

※2 対象校の合計欄は実交付学校数

含みます）となっています（表1、2）。

私立大学等改革総合支援事業

今年度の配分方法の主な変更点等は次のとおりです。

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対して、経常費（一般補助・特別補助）、設備費・施設費（文部科学省執行）を一体として重点的に支援する事業です。

当該支援事業では、調査票の回答内容に基づいた得点により、文部科学省が設置した委員会において、次の1）4のタイプごとに、一定の点数以上の大学等が選定されます。

28年度の選定校数は457校（実数）でした（表3）。

表3 平成28年度 私立大学等改革総合支援事業 選定状況

（ ）内は27年度

	大学			短大			高専		申請校 計	選定校 計	選定率	平均点 (点)	選定 ライン (点)
	申請校 (校)	選定校 (校)	選定率	申請校 (校)	選定校 (校)	選定率	申請校 (校)	選定校 (校)					
タイプ1 【教育の質的 転換】	458 (479)	243 (219)	53% (46%)	217 (233)	118 (100)	54% (43%)	3 (2)	1 (1)	678 (714)	362 (320)	53% (45%)	73.53 (80.81)	77 (88)
タイプ2 【地域発展】	294 (316)	125 (120)	43% (38%)	112 (132)	42 (33)	38% (25%)	1 (1)	0 (0)	407 (449)	167 (153)	41% (34%)	34.88 (33.07)	40 (40)
タイプ3 【産業界・他大学 等との連携】	207 (225)	75 (71)	36% (32%)	44 (51)	4 (3)	9% (6%)	2 (1)	1 (1)	253 (277)	80 (75)	32% (27%)	25.20 (20.33)	34 (29)
タイプ4 【グローバル化】	191 (204)	77 (75)	40% (37%)	32 (40)	4 (3)	13% (8%)	1 (0)	0 (0)	224 (244)	81 (78)	36% (32%)	52.01 (50.96)	60 (59)
延べ計	1,150 (1,224)	520 (485)	45% (40%)	405 (456)	168 (139)	41% (30%)	7 (4)	2 (2)	1,562 (1,684)	690 (626)	44% (37%)	—	—
実数計	487 (502)	325 (308)	67% (61%)	226 (242)	130 (111)	58% (46%)	3 (2)	2 (2)	716 (746)	457 (421)	64% (56%)	—	—

全学的な体制での教育の質的転換に取り組む大学等を支援します。28年度は、77点以上（102点満点）、362校が選定されました。

〔評価する取り組み（例）〕

○学長を中心とした、全学的な教学マネジメント体制の構築

○準備学習に必要な時間又はそれに準じる程度の具体的な学修内容のシラバスへの明記

○学生の学修時間の実態や学修行動の把握の組織的な実施

タイプ2 「地域発展」

地域社会貢献、社会人受け入れ、生涯学習機能の強化等に取り組む大学等を支援します。28年度は、40点以上（58点満点）、167校が選定されました。

〔評価する取り組み（例）〕

○大学等所在地の都道府県又は市区町村等との包括連携協定の締結

タイプ3 「産業界・他大学等との連携」

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究に取り組む大学等を支援します。28年度は、34点以上（58点満点）、80校が選定されました。

〔評価する取り組み（例）〕

○教育面を含む産学連携体制の構築

○他の国内大学等との教育プログラムの共同開発、共同研究、共同FD・SD

タイプ4 「グローバル化」

語学教育強化、国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化に取り組む大学等を支援します。28年度は、60点以上（97点満点）、81校が選定されました。

〔評価する取り組み（例）〕

- 秋入学実施など入学時期の弾力化
- 外国語のみによる授業科目の開設

◎高大接続改革の取り組みに対する追加支援

タイプ1については、多面的・総合的な入試への転換など、高大接続改革に積極的に取り組む大学等を支援するため、設問を修正・追加し、別途加算することとしました。

〔評価する取り組み（例）〕

- アドミッション・ポリシーにおける求める学生像の明示
- 学力の3要素を多面的・総合的に評価する入学者選抜の実施

当該支援事業に選定された大学等については、一般補助及び特別補助において、次のとおり増額します。

一般補助

「教育研究経常費」のうち「教員経費」及び「学生経費」の補助金算定額に19・1%を乗じた額について、2億5000万円を上限として増額します。

特別補助

タイプごとの得点に応じ一定額（800～1200万円）を増額します。

設置費・施設費を含む当該支援事業の詳細は、文部科学省ホームページ（教育）大学・大学院、専門教育）私立学校の振興）私学助成の充実）大学等関連）私立大学等改革総合支援事業）を

表4 平成28年度 私立大学等経営強化集中支援事業 選定状況 ()内は27年度

区分	大学				短期大学				高等専門学校				選定率	平均(点)	選定ライン(点)
	対象校数(校)	申請校数(校)	選定校数(校)	選定率	対象校数(校)	申請校数(校)	選定校数(校)	選定率	対象校数(校)	申請校数(校)	選定校数(校)	選定率			
タイプA 〔経営強化型〕 94点満点	84 (68)	58 (51)	42 (35)	72% (69%)	84 (75)	54 (45)	30 (23)	56% (51%)	2 (2)	1 (0)	0 (0)	0% —	170 (145)	113 (96)	66% (66%)
タイプB 〔経営改善型〕 110点満点	47 (44)	29 (25)	28 (20)	97% (80%)	43 (36)	20 (14)	18 (12)	90% (86%)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	90 (80)	49 (39)	54% (49%)
合計	131 (112)	87 (76)	70 (55)	80% (72%)	127 (111)	74 (59)	48 (35)	65% (59%)	2 (2)	1 (0)	0 (0)	0% —	260 (225)	162 (135)	62% (60%)

ご覧ください。

私立大学等経営強化集中支援事業

18歳人口の急激な減少を見据え、大学内・大学間でのスピード感のある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方中小規模の大学等を支援します。

タイプA「経営強化型」

大学等のガバナンスを一層強固にするため、積極的に取り組む収容定員充足率80%以上107%未満の大学等

タイプB「経営改善型」

経営改善計画を策定し、経営の改善に向けて、不断の改革を行う収容定員

充足率50%以上80%未満の大学等

私立大学等経営強化集中支援事業審査委員会の審査により選定された場合、タイプごとの得点に応じた一定額（2000～4700万円）を増額します。

28年度は、タイプAで113校から申請があり、72校が選定され、タイプBでは49校から申請があり、46校が選定されました（表4）。

一般補助

不交付となる入学定員超過率に関する取り扱い〔厳格化〕

定員管理の厳格化により、定員規模（収容定員）を4000人未満、400人以上8000人未満、8000人以上の三つの区分に細分化し、400人以上の区分については30年度まで段階的に超過率を変更します。

また、不交付となる入学定員超過率であっても、例外措置として交付対象とする要件について見直しました（本誌28年7月号2頁参照）。

単価改正〔算定方法変更〕

教育研究経常費の学生経費算出に用いる単価のうち、通信教育に関する部分を改正しました（5万1000円→4万5000円）。

また、障害のある学生の補助単価に通信教育部の区分（100万円）を設けるとともに、障害のある学生への配慮取り組み状況の単価を改正しました（40万円→50万円）。

長期履修学生の在籍学生数の取り扱い〔算定方法変更〕

留年者数と同様に、長期履修学生の実人数をそのまま在籍学生数として扱うこととしました。ただし、A区分の増減率の算定と収容定員の充足状況による欠格判定については、定員を超過する学生が在籍している場合、修業年限を超える年限に在籍している長期履修学生はカウントしません。

特別補助

成長力強化に貢献する質の高い教育地方に貢献する大学等への支援〔評価項目変更〕

大学の規模や所在地にかかわらず、地方の職や雇用を支える人材育成の取り組み等、地方に積極的に貢献する大学の取り組みを支援するため、27年度までの「就職支援・就業力育成の充実」と「被災地の復興支援」をまとめて、「地方に貢献する大学等への支援」とした上で、「地方貢献に向けた取り組みへの支援」と「地方の職を支える人材育成」の二つのカテゴリーに再編し、「地方自治体との事業連携」、「地方自治体のためのワンストップサービス体制の構築」、「地域の課題に関連した公開講座等の実施」の三つの取り組みを新規に加えました。

大学等の国際交流の基盤整備

海外からの教員の招へい、教員の海外派遣〔要件変更〕

「海外からの教員の招へい」、「教員

4

平成29年度 学校法人基礎調査のご案内

大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校を設置する学校法人を対象として「平成29年度 学校法人基礎調査」を実施します。

本調査により得られた情報は、私学事業団が行う経営相談、融資、補助金交付等の各種業務、私学団体による分析等、また、文部科学省による私学振興方策等の企画・立案及び予算要求のための資料として活用します。

本調査は、インターネットを利用した「基礎調査票e-マネージャ」（以下「e-マネージャ」といいます）により実施します。

なお、調査に関するご案内は、本事業団ホームページ「私学振興事業本部」画面右上よりログインできる「学校法人ポータルサイト」に随時掲載しますので、ご参照ください。

「e-マネージャ」を利用した提出

「e-マネージャ」は、インターネットを利用して調査を実施するシステムです。電子認証により「e-マネージャ」にアクセスし、各調査項目にデータを

入力し、ご提出ください。

なお、「操作マニュアル・入力要領」は、「e-マネージャ連絡用掲示板」又は「電子窓口」からダウンロードできますので、ご利用ください。

「e-マネージャ」のメリット

- ① 認証システム及び暗号化システムを導入しているため、情報のセキュリティ確保に充分配慮されています。
- ② 複数の部署で同時に作業することが可能です。
- ③ インターネットによる提出のため、提出期限直前まで作業することが可能です。
- ④ 「e-マネージャ」をご利用いただく際にインポートした認証（親認証）により、学校経営のための分析資料出力や『今日の私学財政』を閲覧することができ「私学情報提供システム」をご利用いただけます。

「e-マネージャ」は、すでに97%の学校法人でご利用いただいています。安全性・利便性に優れた「e-マネージャ」を、ぜひご利用ください。

なお、システム環境等により「e-マネージャ」をご利用にならない場合は、私学情報室までご相談ください。

高等学校法人・小学校法人の皆様へ

学校法人会計基準の改正に伴い、財務系の調査票が変更となっています。

具体的には、財務諸表の様式変更に伴い、従来の消費収支計算書の調査票区分を事業活動収支計算書に変更し、資金収支計算書、貸借対照表の調査区分については勘定科目を一部変更しました。

また、注記事項の充実が図られたことから、監査に関する情報、注記事項に関する情報及び収益事業に関する情報の調査票区分を新設しました。

これに伴い、平成28年度の「独立監査人の監査報告書（写）」「収益事業の決算書（写）」を併せてお送りくださいますようお願いいたします。

決算書のご提出をお願いします

（大学法人・小学校法人の皆様へ）

本調査ご提出の際、平成28年度の「決算書（写）」「独立監査人の監査報告書（写）」「収益事業の決算書（写）」を各1部、私学情報室宛てにお送りくださいますようお願いいたします。

ご提供いただいた決算書は、基礎調査の財務関連数値の確認に利用させていただきます。統計分析資料作成における貴重な資料となっています。

なお、基礎調査同様、調査目的以外に使用することはありません。

また、補助金課へ提出されている場合でも、お手数ですが、別途私学情報室へもお送りくださいますようお願いいたします。

決算書送付先

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団

私学情報室

大学法人・短期大学法人・ 高等専門学校法人の皆様へ

大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人の皆様におかれましては、納付金調査にご協力いただき、ありがとうございます。引き続き、本調査へのご協力をよろしくお願い申し上げます。



問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎ 03(32230)7840-7843
Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

「好き」とか「夢」で選ぶと受験もワクワクする 大学ポートレートのご利用案内

<http://jp.shigaku.go.jp/>

平成26年度に開設しました「大学ポートレート」について、大学・短期大学（以下「大学等」といいます）への進学を希望する高校生やその保護者の方、進路指導を担当される先生方にご活用いただくために内容や利用方法をご案内します。

「大学ポートレート」ってなに？

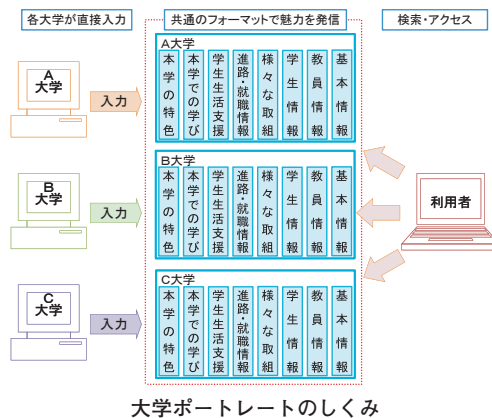
大学ポートレートとは、多種多様な大学等の個性・魅力を、受験生をはじめ広く社会一般に発信する場として作られた、国公立共通のしくみです。

大学ポートレートの運用管理は、文部科学省の所管法人である（独）大学改革支援・学位授与機構と私学事業団が行っています。また、掲載している情報は、参加する大学等が自主的に入力した信頼できる情報です。

大学等のホームページとの違いは？

大学等はホームページ上で、自校の教育や研究、学生支援などの魅力・強みをアピールし、個性あふれるさまざまな情報を発信しています。しかし、大学等ごとにホームページの作りが異なるため、知りたい情報にたどり着くまでに時間を要することがあります。

これに対して、大学ポートレートでは、国公立と私立がそれぞれの特長を



活かしつつ、フォーマットを統一しているため、知りたい情報に速やかにアクセスすることが出来ます。

また、学生数や授業料などを同じ基準で掲載しているため、複数の学校を同じものさしで比べることが出来ます。

参加大学はどれくらいあるの？

大学ポートレートへの参加は、各大学等の任意ですが、29年2月1日現在、1058校の国公立の大学等が参加しています。

どのような情報がみられるの？

大学ポートレートには入学者の受け入れ方針、学生数、学費、所在地などの基本情報はもちろん、私立大学の建

学の精神に基づいた多様な教育情報等を掲載しています。

このうち、各大学等の特色は、9種類の「特色の目的」に分類して、わかりやすくしています。また、「アクティブラーニング」や「初年次教育」、「就職支援」、「学費負担の軽減」など、各大学等が実施している教育の「取組」を46種類59区分に整理し、その実施の有無をはじめ、内容や目的等についても掲載しています。

これらを組み合わせ、私立学校ならではのさまざまな魅力・強みが大学ポートレート上で表現されています。

どのような検索方法があるの？

【目的別検索】

学校名・学部等名、所在地、学校の種類などを条件として検索する方法です。

【フリーワード検索】

受験生が、興味のあることや学びたいこと、将来なりたい職業などのキーワードを入力して検索する方法です。

他の情報検索サイトとの違いは？

大学ポートレートは、全国の9割を超える大学等が参加しています。また各大学等が自ら「特色」や「取組」などの情報をコンパクトに整理したサイトであり、それらを容易に検索することが出来ます。

ぜひ、進路選択支援の新たなツールの一つとして、「大学ポートレート」をご活用ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎ 03(3230)7852～7855
Eメール portrait@shigaku.go.jp

◆リーフレット配付のお願い

大学ポートレートのご利用にあたり、詳細を記載したリーフレットを作成しました。

下記URLに掲載していますので、ぜひ学内でお配りくださいますようお願いいたします。



- ①国公立共通のリーフレット(全2頁)
<http://portraits.niad.ac.jp/jacup/wp-content/uploads/flyer.pdf>
- ②私学のリーフレット(受験生・保護者の方へ)(全2頁)
http://www.shigaku.go.jp/files/p_usage_leaflet.pdf
- ③私学のリーフレット(進路指導のご担当の方へ)(全4頁)
http://www.shigaku.go.jp/files/p_usage_pamphlet.pdf

平成29年度 私学経営情報センターが行う サービスのご案内

私学経営情報センターでは、学校法人の経営改善の支援及び教育条件及び経営に関する情報の収集・提供業務を行っております。当センターで提供している主なサービス内容と連絡先は下記のとおりです。経営相談、財務分析、会計処理、講演など幅広いサービスを提供しておりますので、ぜひご利用ください。

学校法人の要望例

○会計処理のご質問

会計処理の仕方を教えてほしい

○基礎調査等のご質問

基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてほしい

○規程集等の閲覧

学校法人の業務改善のため、他の学校の規程集等の事例を参考にしたい

○財務分析

学校の財務分析資料がほしい

○教育情報の活用・公表

大学等のさまざまな特色や取組を検索したい

○経営者や職員の研修・育成

私学経営に関する短期集中型の研修を受けたい

○研修会実施の支援

学園の役員、教員、職員を対象にした研修会の実施に協力してほしい

○改革事例等の紹介

教育改革等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい

○経営上の問題への解決策の提案

「学生募集」「人件費削減」等の経営上の問題について、学園の現状にあった提案をしてほしい

○経営改善計画の作成支援

学校法人活性化・再生研究会最終報告で提案されている、目標と期限を明確にした経営改善方策を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい

「学校法人活性化・再生研究会最終報告」
http://www.shigaku.go.jp/s_center_saisei.pdf
16ページ～18ページ、31ページ参照

「経営改善計画立案・実施のための参考資料」
http://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm

私学経営情報センターで提供可能なサービス

(会計処理等、基礎調査、e-マネージャについてのご質問への回答)
電話・メールで回答します

●会計処理等についてのご質問

☎03(3230)7846～7848

●基礎調査、e-マネージャについてのご質問

☎03(3230)7840～7843



(私学情報資料室) ☎03(3230)7846～7848

学校法人関係者を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます(私学振興事業本部(九段事務所1階))

(データ提供) ☎03(3230)7846～7848

インターネットを利用して学園が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム(私学情報提供システム)を提供しています

◇学生数 ◇財務データ ◇財務比率表 ◇今日の私学財政 等

(依頼に基づく資料提供) ☎03(3230)7846～7848

「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データを作成・提供します。ご利用にあたっては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただきます(内容により、日数を要します)

(大学ポートレート(私学版)) ☎03(3230)7852～7854

私立の大学、短期大学、高等専門学校の特徴や実践している教育研究の取り組みをWebサイトにて提供しています

(セミナー) ☎03(3230)7849・7850

理事長・学長向けにリーダーズセミナーを、若手職員向けにスタッフセミナーを開催しています

(講師派遣) ☎03(3230)7838

●センターの職員を講師として派遣します

●講師派遣については交通費と講演料が必要です
講演料の目安(1日)

2時間以内 : 3万円

2時間超4時間以内 : 5万円

4時間超 : 8万円



(経営相談) ☎03(3230)7828

●学園を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります
●学園の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします
●必要に応じて事業団の人材バンクに登録している専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施します

●経営困難な状態にある法人から優先的に実施します

●1回だけの実施ではなく、改革の進捗状況を継続的にモニタリングし、適時適切な助言等を行います

※左記の要望に対する連絡先は、同色の枠で囲まれた右欄内の電話番号となります。

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ④3

次なる躍進に向けて

学校法人 盛岡大学 理事長 太田 稔

地域に存在感のある学校法人として
「対話のある学校」

学校法人盛岡大学は、昨年2016年に創立65周年を迎えました。「キリスト教の愛と奉仕の精神をもって、文化の向上と社会の福祉に貢献する有為な人材を育成する」ことを建学の精神とし、その精神に基づく具体的な行動原理として「対話のある学校」を掲げ、教職員と学生、学生同士の「対話」を重視しています。

本法人は、盛岡大学、盛岡大学短期大学部、盛岡大学附属高等学校、盛岡大学附属厨川幼稚園、盛岡大学附属松園幼稚園の五つの教育機関を設置し、全体で2700名を超える学生、生徒、園児が在籍しています。

岩手山や姫神山を望む盛岡大学及び盛岡大学短期大学部のキャンパスは、岩手県盛岡市の北側に隣接する滝沢市にあり、附属高等学校と二つの附属幼稚園は盛岡市内に位置しています。

大学から幼稚園に至る各学校は、それぞれの教育目標に基づき、また相互に連携し、学校法人盛岡大学としての一体感を持って学校運営に当たっています。

盛岡大学・盛岡大学短期大学部
砂込キャンパス

地域の担い手となる人材の育成

盛岡大学

盛岡大学は、1981年の創設以来、地域社会に貢献する人材の育成を目標に掲げています。そして、これまで地域のさまざまな分野に対して、その担い手を輩出してきました。また、東北の地域に根ざした大学であり、2学部から構成され、開設して36年目を迎えた文学部には四つの学科があり、定員1280名に対して1437名の学生が在籍しています。

英語文化学科では、「グローバル時代のコミュニケーション」をキーワードに、

ドに、「グローバル・コミュニケーション」「言語学」「文化・文学」の3領域でコミュニケーション能力を高めます。

日本文学科では、地元が生んだ宮沢賢治や石川啄木らの研究や、東北を舞台にした古典作品の研究に取り組むことで、風土と人間のかかわり、東北文化の特性を追求します。

社会文化学科では、社会と文化を統合した大きな視野で、変化する社会を探究していきます。「文化的領域」「社会的領域」「歴史的領域」の三つの領域をカリキュラムの中核に設定しています。

児童教育学科では、「児童教育コース」「保育・幼児教育コース」の二つのコースを設定し、「幅広い専門的教養」「創造性豊かな実践力」「対人関係能力」を備えた初等教育・保育に携わる人材を養成します。

また、開設して7年目の栄養科学部には、栄養科学科1学科を設置し、326名(定員320名)の学生が在籍しています。

栄養科学科では、地域の風土や環境、コミュニケーション文化の視点に立って、人や地域の健康をコーディネートし、個々人に対するテーラーメイドな栄養管理・指導を行える管理栄養士を育てます。

盛岡大学は、2学部の大学ではありませんが、教員と学生の対話を重視した教育を実践しています。

本学の対話を通じた人材育成の特色

として次の三つが挙げられます。

●多くの免許・資格の取得を通じた人材育成

●地域に根ざした教育及び人材の育成
●東日本大震災被災地支援等からボランティア精神を持つ人材育成

「盛岡さんさ踊り」に出場した
盛岡大学・盛岡大学短期大学部の学生

実践的カリキュラムで保育者を養成

短期大学部

盛岡大学短期大学部は、1964年の開学当時は食物栄養科のみで、1966年に現在の幼児教育科の前身である保育科が設置され、これまで、数多くの卒業生を幼児教育や栄養士の現場に送り出してきました。2011年には、食物栄養科の改組転換に伴い、幼児教育科の単科となりました。現在、学生数は309名(定員300名)です。

短期大学部では、次の三つの教育方針に基づき教育活動を行っています。

●キリスト教精神に基づく教育

全学生が参加する毎週1回の礼拝やクリスマス礼拝の実施及びキリスト教概論の授業を通して、キリスト教精神に基づく教育を推進しています。

●個性教育

学生一人一人が「専門特別演習」の中で、美術・音楽などを専攻して実技技能を高め、卒業発表会でその成果を多くの人に公開しています。

●生活教育

授業で得た知識を実際の生活の場で実証する理念から、授業の一環としてボランティア活動や福祉施設での体験を行っています。

短期大学部は地域のニーズに応え、岩手県内を中心に幼稚園・保育所等への就職率は、毎年ほぼ100%を誇っています。

地域に信頼される開かれた学校づくり

附属高等学校

盛岡大学附属高等学校は1957年に創立されました。現在、生徒数は485名（定員450名）です。

附属高校は教育目標として、①社会貢献ができる生徒②主体的に行動する生徒③自立した生徒の育成を掲げています。これらの教育目標の達成に向けて、次の3点を重視し、魅力ある学校づくりに取り組んでいます。

一つ目は、学力向上と進路希望の達成のため、特別進学コース、教育系大学進学コース、進学コースとコースを

三つに分けての取り組みです。

二つ目は、生徒の人的成長に資する課外活動の充実です。全国レベルの実績を持つ野球部、柔道部などの運動部、音楽部、吹奏楽部、軽音楽部などの文化部、地域の方々と結びつきを強めている生徒会ボランティア委員会の取り組みなどがあります。特に野球部は、春4回、夏9回の甲子園出場があり、東北を代表する強豪校となっています。



第98回全国高校野球選手権大会開会式で颯爽と行進する盛岡大学附属高校野球部

三つ目は、建学の精神に沿ったさまざまな取り組みです。各種の課外学習、成績不振な生徒への支援、悩みを抱えた生徒への相談・サポート体制の充実、自分を見つめ、キリスト教精神を学ぶ場として全校礼拝があります。

このような教育活動や学校行事を保護者や一般の方々に公開しています。近年は保護者等の参観が増えて、地域からの学校評価の向上にもつながっています。

一人ひとりを大切に

附属幼稚園

盛岡大学の二つの附属幼稚園はキリスト教精神に基づき、「人を愛する気持ち」「命を大切にする気持ち」「豊かな心で社会に奉仕する気持ち」を教育目標にしています。

厨川幼稚園の創立は1967年、現在の在園児数は87名（定員75名）です。松園幼稚園の創立は1973年、現在の在園児数は69名（定員75名）です。

幼稚園では年間を通して、さまざまな行事を行っています。年度末には「みんなの発表会」「できること大会」といった、子どもたちの成長をご家庭の方々と一緒に認め合い喜びあえる会を開催しています。また、盛岡さんさ踊りや地域の祭りに積極的に参加するなどして、地域の方々とのおれあいも大切にしています。



自分たちで育てた枝豆を収穫する松園幼稚園の子どもたち

両幼稚園とも、附属幼稚園として、年間を通して大学と短期大学部から多くの教育実習生を受け入れています。また、教育実習以外でも保育補助として学生たちを受け入れています。

次なる躍進に向けて

一時期の厳しい財政状態から、収入の範囲内で支出をまかなう方針を教職員が一丸となって守り、現在の財務状況は私立大学法人の平均にまで改善されつつあります。この結果、昨年には大学及び短期大学部の新校舎を増築することができました。

しかし、「2018年問題」といわれる18歳人口のさらなる減少期を迎え、また、進学率の頭打ちも重なることから私立大学経営が一段と厳しさを増すことが予想されます。

現在、学校を安定的に経営するために「学校法人盛岡大学中期経営計画」を策定し、目標達成に向けて事業展開をしています。来年度には、次なる躍進に向けて、新たな「中期経営計画（平成30年度～平成33年度）」を策定します。今後も本法人の各学校において、定員を確保し、特色ある教育研究に取り組み、地域で存在感のある学校法人として、教育の充実を図っていきます。

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

太田 稔（おた みのる）

平成10年から平成12年まで盛岡大学学長。平成23年から現職。

ねんきん定期便を送付しています

広報相談センター 相談班

「ねんきん定期便」は、年金加入記録を確認していただくことを目的として、学校法人等を通して加入者の誕生日に送付しています。通知等が届きましたら対象者に配付をお願いします。

「ねんきん定期便」の種類

(1) 毎年通知

(50歳未満及び50歳以上の2種類)
直近13か月の標準報酬月額、標準賞与額、保険料納付額を記載

(2) 節目年齢通知

(35・45歳及び59歳の2種類) 過去の経歴等をすべて記載

年金見込額

(1) 50歳未満

これまでの加入実績に応じた見込額
(2) 50歳以上

現在の加入条件で60歳まで加入したものと仮定した見込額

「ねんきん定期便」には、見方が記載されたパンフレットを同封していますので、併せてご覧いただくようご案内ください。

パンフレットの見本は、私学共済ホームページ「年金等給付」▼年金等給付の概要▼「ねんきん定期便」の送付に掲載していますので、参照してください。

「よくあるご質問」

Q1 「ねんきん定期便」に年金見込額が記載されていません。どうしてですか。

A1 年金見込額が記載されていない場合は、次の理由が考えられます。

○ 50歳以上

- ・年金支給開始年齢になる
- ・年金を繰上げ受給している
- ・受給資格期間300月に達していない

○ 50歳以上・50歳未満共通

- ・過去の加入期間に重複している記録がある
- ・私学共済制度加入前における厚生年金保険の資格喪失が未確認である

右記の理由に当てはまらない場合は、私学事業団にお問い合わせください。

Q2 5月1日生まれの加入者がいます。「ねんきん定期便」はいつ届きますか。

A2 1日生まれの人は誕生日の前月の送付になります。よって、5月1日生まれの人は4月30日が年齢到達日となりますので、4月生まれの人のと同じ時に送付します。

Q3 51歳の加入者から「ねんきん定期便」に記載のある年金額は、必ず受け取ることである金額かと聞かれましたが、どのように回答したらよいでしょうか。

A3 50歳以上の場合は、現在の年金制度への加入の状態（将来の標準報酬月額等）が60歳まで継続したものと仮定して老齢年金の見込み額を算出しています。今後の制度改正やご本人の加入状況（標準報酬月額等の増額・減額・退職等）の要因により変化しますので、必ず受け取ることのできる金額ではありません。おおよその目安として参考にしていただくようご案内ください。

Q4 前月末で学校を退職した加入者の「ねんきん定期便」が、学校法人等に送付されてきました。どうしてですか。

A4 「ねんきん定期便」は送付する月の前月に出力するため、資格喪失処理前に作成された場合は、加入者として学校法人等に送付されます。お手数ですが、ご本人にお渡しいただくか、私学事業団にお戻しくください。

Q5 学校を退職した後も、「ねんきん定期便」は送付されますか。

A5 「ねんきん定期便」は私学を退職した後に、ご本人が加入している

公的年金制度の実施機関から誕生日に自宅宛てに送付されます。私学事業団以外の実施機関から送付された場合も、私学事業団の加入経歴が反映された内容で記載されますので、確認するようご案内ください。

Q6 「ねんきん定期便」の送付状に記載されている加入者の住所が違っていたので、変更方法を教えてください。

A6 加入者が住所変更した場合は、「加入者異動報告書」を学校法人等から私学事業団にご提出ください。

Q7 「ねんきん定期便」の送付状に記載されている個人番号は、どのような順番ですか。

A7 送付状は、節目年齢通知（35・45歳及び59歳）、毎年通知（50歳未満及び50歳以上）の通知種別ことによる個人番号順になっています。



療養費・家族療養費の請求手続き 業務部 短期給付課

職務上や通勤災害によらない病気やケガのため保険医療機関を受診したときは、加入者証等を使って現物給付（療養の給付等）を受けることが原則ですが、加入者等が下表の給付事由のような事情で医療費等の立て替え払いや自費診療を行った場合には、療養費又は家族療養費が現金給付として支給されます。

特に、電話照会が多い療養費・家族療養費の請求手続きについてご案内します。

1 請求手続き

療養費又は家族療養費は、学校法人等を通して請求してください。請求後1か月程度で学校法人等を通して送金します。請求に必要な書類は次のとおりです。

↓DL と記載のある用紙は、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードできます。

(1) 「療養費・家族療養費等請求書」(全部の給付事由について共通の請求用紙です) ↓DL

(2) 給付事由に応じた次の添付書類

①年度当初に多い給付事由

給付事由	添付書類
やむを得ない事情により加入者証等を使用できず、自費で受診した場合（例：加入者証等交付手続き中、旅行先での急病など）	・「診療報酬領収済証明書」 ↓DL （注）医療機関から発行された領収書（原本）と診療報酬明細書（レセプト）の写しを添付書類とすることも可能です。
以前加入していた健康保険組合等の保険証を誤って使用したため、以前の健康保険組合等から医療費の請求があり、返還した場合	・以前の健康保険組合等に返還した際の領収書の原本 ・以前の健康保険組合等から交付された診療報酬明細書（レセプト）の写し （注）開封厳禁として封入されたものを交付された場合は、開封せずにそのまま提出してください。

②それ以外の給付事由

給付事由	添付書類
治療用装具（コルセット・関節用装具・小児弱視等治療用眼鏡・弾性着衣等）を作製（購入）した場合 （単に生活の用に供する歩行用補助杖、補聴器等は対象外）	・治療上必要と認めた医師の意見書又は指示書 ・領収書（原本） （注）装具の種類、単価、個数等が記載されたもの
海外の医療機関で受診した場合 （治療目的の渡航は対象外）	・「海外診療報酬（医科又は歯科）明細書」 ↓DL 及び翻訳文 （注1）医療機関による記載、証明が必要となるため、万が一に備えて渡航の際はあらかじめ用紙を持参してください。 ・「外国診療記録書」 ↓DL ・領収書（原本） ・パスポートの写し又は出入国証明書等（受診者の名前、治療を受けた国への渡航記録が確認できるもの） ・調査に関わる同意書 ↓DL （注2）医療機関に確認する場合があります。
はり・きゅう・マッサージの施術を受けた場合	・当該施術を必要とする医師の同意書 ・領収書（原本） （注）施術内容、施術日、1回当たりの金額等が記載されたもの
生血液の提供を受けた場合 （親族からの提供は対象外）	・輸血を必要とする医師の証明書 （注1）傷病名、手術名、手術年月日、出血量、輸血量、症状経過、処置概要の内容も含めて記入を受けてください。 ・領収書（原本） （注2）血液量の記載のあるもの
骨髄移植、臓器移植の搬送費用が発生した場合	・搬送を必要とする医師の意見書 ・領収書（原本）及び輸送経路、輸送手段等のわかる明細書

2 注意事項

- (1) 「療養費・家族療養費等請求書」は、受診者、受診月（暦月ごと）及び医療機関ごとに作成してください。
- (2) 必要に応じて上記以外の添付書類の提出を求めることがあります。
- (3) 対象となる給付事由及び給付額等の詳細については、事務の手引、私学共済ホームページ等を参照してください。

加入者証や確認通知書の内容を確認してください

資格関係の報告内容の訂正

業務部 資格課

加入者証や加入者被扶養者証、確認通知書が届いたときは、すぐに記載内容を確認してください。氏名や生年月日が誤った加入者証等は医療機関で使用できない可能性があります。また、報告した報酬が誤っていると、掛金等や給付の額にも影響が出ます。報告内容が誤っていることに気付いたときは、速やかに訂正や取り消しの手続きをしてください。

訂正や取り消しの事例別・報告書一覧

- ・ [DL](#) と記載のある用紙は、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードできます。
- ・ 報告書の記入方法、記入例は、報告書の裏面又は〔様式用紙等のダウンロード〕の記入例を確認してください。

訂正等の内容	報告書名
資格取得報告や所属学校等変更報告を取り消すとき	資格取得報告等の取下げ申出書 DL ※所属学校変更の取り消しは、後任校から提出してください。
資格喪失報告を取り消すとき	資格喪失報告の取下げ申出書 DL
資格取得、資格喪失年月日又は喪失事由を訂正するとき	加入者資格取得日・喪失日等訂正申出書 DL
加入者の生年月日・性別・氏名・住所を変更・訂正するとき	加入者異動報告書 DL
被扶養者の生年月日・性別・氏名・続柄を変更・訂正するとき	被扶養者異動報告書 DL
被扶養者の認定年月日や取消年月日、取消事由を訂正するとき	被扶養者認定日・取消日等訂正申出書 ※業務部資格課へ連絡してください。
被扶養者の認定や被扶養者の取り消しを取り下げるとき	被扶養者認定・取消申請の取下げ申出書 ※業務部資格課へ連絡してください。
資格取得時の報酬、定時決定（標準報酬基礎届書）、標準報酬月額改定届書の報酬月額を訂正するとき	報酬月額訂正申出書 DL
加入者の賞与等支給報告の誤りを訂正するとき	賞与等訂正申出書 DL
基礎年金番号の報告を訂正するとき	基礎年金番号の報告の訂正（任意の書式で依頼） ※加入者番号、氏名、生年月日、正しい基礎年金番号を記入し、基礎年金番号通知書等、基礎年金番号が確認できる書類の写しを添付して提出してください。
マイナンバーの報告を訂正するとき、外国居住等でマイナンバー未取得の人が帰国（来日）で取得し報告するとき	マイナンバー更新連絡票 DL

訂正や取り消し報告の注意事項

- (1) 訂正の手続きが相当期間遅れている場合や訂正の理由によっては、遅延理由書や事実確認のための書類を提出していただく場合があります。
- (2) 加入者証等の記載事項に関する訂正については、訂正処理後に正しい加入者証等を交付します。訂正前の加入者証等は学校法人等で回収し、私学事業団に返納してください。
- (3) 加入者住所を変更・訂正しても新しい加入者証等は発行しません。使用中の加入者証の加入者証住所欄を加入者ご自身で修正・変更してください。

無効の加入者証等の回収と
返納のお願い

業務部 資格課

加入者が資格喪失したときや、被扶養者の取り消しをしたときは、無効となった加入者証や加入者被扶養者証を回収して必ず私学事業団に返納してください。

任意継続を申し込んだときも、任意継続加入者用の加入者証・被扶養者証を新たに交付するため、在職中の加入者証等を回収のうえ返納してください。

掛金等の納付には便利な

口座振替をご利用ください

業務部 掛金課

申し込み手続きや毎月の引き落としには、手数料は一切かかりません。手続き完了後は、毎月ご指定の口座から自動的に引き落としますので、納付忘れ等の心配もなく、金融機関の窓口で納付する場合に必要な法人等確認書類を用意する手間も省けます。

私学共済制度の掛金等は、税金と同じ公租公課の取り扱いとなりますので、万一、納付期限を過ぎて払い込むと、延滞金等の負担が発生することもあります。

毎月の掛金等の納付には、安全、确实で大変便利な口座振替をご利用ください。手続き用紙「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」は私学事業団まで請求してください。

資格取得等の報告は加入者が所属する学校で報告してください

業務部 資格課

私学共済制度では、学校ごとに学校番号を決定し、加入者番号は勤務する学校単位で付番しています。

採用や配属の際に報告する「資格取得報告書」や「所属学校等変更報告書」は、必ず加入者が実際に勤務している学校の所属で報告してください。特に、同一法人で複数の学校があるときは、所属誤りのないよう注意してください。

▼都道府県補助金と所属学校

都道府県から加入者保険料に対する補助金を受けていますが、この補助金は、都道府県によって対象となる学種の条件や補助率が違います。また、保育事業を併設する幼稚園や認定こども園など、同じ学種でも補助金に違いがある場合もあります。

学校法人等から提出された「資格取得報告書」等に基づいて決定した所属学校と、実際に勤務実態のある学校が相違していることが判明した場合、補助金に影響を及ぼし、都道府県等から指導を受けることがあります。

報告内容を確認し、誤りがあれば、速やかに訂正等の手続きをしてください。

平成29年度 団体信用生命保険料充当金率 (住宅貸付)

福祉部 貸付課

平成29年度の加入者が負担する団体信用生命保険料充当金の料率は28年度と同様の貸付残高1万円につき3円48銭となりました。

団体信用生命保険に加入している借受人の所属する学校法人等には、3月14日(火)に個人別の「保険料充当金変更通知書」(28年度末の貸付残高を基に算出した充当金額)を発送しましたので確認してください。

住宅貸付借受人に退職手当等を支給したときは即時償還となります

福祉部 貸付課

住宅貸付の借受人に退職手当等が支給されるときは、加入者資格を喪失しない場合であっても、住宅貸付の未償還元利金を退職手当等から控除し、即時償還しなければなりません。必ず学校法人等で「退職手当支給証明書」を作成し、提出してください。書式は、私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」からダウンロードできます。

震災対応 一部負担金の免除期間の延長

業務部 短期給付課

東日本大震災の福島原発災害、熊本地震により被災された加入者や被扶養者に対する一部負担金の免除を、平成29年3月1日以後も引き続き行います。

免除を受けることができる期限

【東日本大震災の福島原発災害】

- ・帰還困難区域等及び上位所得層(※)を除く旧避難指示区域等・旧居住制限区域等に居住する(していた)加入者等
- ↓ 30年2月28日まで
- ・旧居住制限区域等に居住する(していた)上位所得層(※)の加入者等
- ↓ 29年9月30日まで
- ・旧避難指示区域等に居住する(していた)上位所得層(※)の加入者等
- ↓ 29年8月31日まで

※上位所得層：標準報酬月額が53万円以上に該当する加入者

【熊本地震】

↓ 29年9月30日まで

更新免除証明書の交付

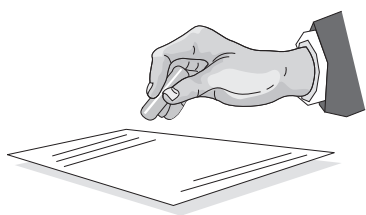
・すでに一部負担金免除証明書をお持ちのの人に、有効期限を更新した証明書を2月下旬に交付しました。

・3月1日以降、医療機関等を受診し一部負担金の免除を受けるには、窓口で更新証明書の提示が必要です。更新証明書を医療機関の窓口で提示できずに窓口負担したときは、一部負担金の還付を請求できます。

免除対象者を採用又は被扶養者認定する場合

震災後に採用又は被扶養者に認定された人でも、免除要件に該当する場合は、一部負担金の免除を申請することができます。

免除要件や申請手続きは、私学共済ホームページ「災害への対応(共済業務)」をご覧ください。短期給付課までお問い合わせください。



平成29年度 ガーデンパレス共済業務課主催 各種説明会

広報相談センター 相談班

ガーデンパレス共済業務課では、地域の加入者や事務担当者の皆様のために次の説明会を開催しています。

いずれも説明時間は2時間程度です（開催内容により異なります）。

参加費は無料となっていますので、ぜひご利用ください。

1 加入者向け説明会

内容

病気やケガに対する短期給付の手続きや、将来の年金を受給するための基礎知識、その他福祉事業について説明します。

参加対象者

加入者（加入期間が、おおむね3年以内の人）

2 年金説明会

内容

年金制度の概要、年金の請求手続き「ねんきん定期便」の見方等について説明します。

参加対象者

加入者

▼対象年齢については、各共済業務課にお問い合わせください

申し込み方法 ※1・2共通

広報誌又は私学共済ホームページに掲載されている各種申込書により、各共済業務課まで郵送でお申し込みください（申込締め切り日必着）。
*詳しくは広報誌又は私学共済ホームページ「きょうさいトピックス」等をご覧ください。各共済業務課までお問い合わせください。

3 地域事務担当者向け説明会

内容

私学共済制度の事務にかかる基本的な内容や手続き等について事例を挙げて説明します。

参加対象者

私学共済事務担当者

申し込み方法

地域事務担当者向け説明会を開催する地区の学校法人等に開催案内を送付します。「地域事務担当者向け説明会参加申込書」を同封しますので、各共済業務課まで郵送によりお申し込みください（申込締め切り日必着）。
*詳しくは開催案内又は私学共済ホームページ「事務担当者コーナー」▼お知らせ」等をご覧ください。各共済業務課までお問い合わせください。

共済業務課の連絡先等

ブロック名	ガーデンパレス名	担当都道府県	電話（直通）	広報誌名
北海道	札幌ガーデンパレス共済業務課	北海道	011（222）6234	きらら
東北	仙台ガーデンパレス共済業務課	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	022（299）6231	Harmony
関東	東京ガーデンパレス共済業務課	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨	03（3812）2577	東京ガーデンパレスからのお知らせ
中部	名古屋ガーデンパレス共済業務課	富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重	052（957）1388	すこやか通信 OUR PLAZA
近畿	大阪ガーデンパレス共済業務課	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	06（6393）9701	Present
中国 四国	広島ガーデンパレス共済業務課	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知	082（262）1134	Sun Sun
九州 沖縄	福岡ガーデンパレス共済業務課	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	092（752）0651	そよ風

平成29年度 私学事業団海外研修旅行の募集 福祉部 保健課

コース		内 容	旅 行 期 間	日数	募集人員	旅行代金	1人部屋追加代金
加入者コース	夏期	A-1 南イタリア周遊教養の旅	平成29年8月16日(水)～8月25日(金)	10	30名	357,000円	85,000円
		A-2 スペイン周遊教養の旅 (関西国際空港発着)	平成29年8月2日(水)～8月11日(金)	10	30名	297,000円	88,000円
		A-3 カンボジア・ベトナム 周遊教養の旅	平成29年8月2日(水)～8月9日(水)	8	30名	167,000円	80,000円
		A-4 ハワイ周遊教養の旅	平成29年8月17日(木)～8月24日(木)	8	30名	424,000円	95,000円
	冬期	A-5 イタリア周遊教養の旅	平成29年12月30日(土)～30年1月6日(土)	8	30名	305,000円	85,000円
		A-6 チェコ・オーストリア 周遊教養の旅	平成29年12月26日(火)～30年1月2日(火)	8	30名	247,000円	90,000円
		A-7 シンガポール・マレーシア 周遊教養の旅	平成29年12月26日(火)～30年1月2日(火)	8	30名	226,000円	85,000円
年金者コース	秋期	B-1 カナダ周遊教養の旅	平成29年9月26日(火)～10月5日(木)	10	20名	507,000円	150,000円
		B-2 イタリア周遊教養の旅 (関西国際空港発着)	平成29年9月26日(火)～10月5日(木)	10	20名	387,000円	90,000円
	冬期	B-3 台湾周遊教養の旅	平成30年1月18日(木)～1月25日(木)	8	20名	164,000円	73,000円
		B-4 スペイン周遊教養の旅	平成30年1月16日(火)～1月25日(木)	10	20名	276,000円	90,000円

※A-2、B-2コース以外は成田又は羽田空港発着です

参加資格

- 加入者コースは、加入者とその配偶者、父母、12歳以上の子・孫
- 年金者コースは、年金者とその配偶者、12歳以上の子・孫
- ※在職中でも年金を決定している人は参加できます。
- 18歳未満の場合は成人の同行者が必要です。
- 旅行スケジュールに耐えられる程度に健康な人に限ります。

募集人員

- 募集人数は加入者コースが30名、年金者コースが20名です。
(最少催行人数は15名)
- ※申し込み多数の場合は抽選となります(先着順ではありません)。

参加申込受付期間

- 加入者コース** 夏期コース：4月14日(金)～6月2日(金)必着
冬期コース：9月8日(金)～10月6日(金)必着
- 年金者コース** 秋期コース：6月16日(金)～7月14日(金)必着
冬期コース：10月13日(金)～11月10日(金)必着
- ※先着順ではありませんが、お早目に申し込みください。

申込書送付先

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 私学事業団福祉部保健課

パンフレット・申込書のお取り寄せ先

〒163-6011
東京都新宿区西新宿6-8-1
住友不動産新宿オークタワー11階
株式会社 エイチ・アイ・エス
関東法人団体専門店事業部
教育旅行セクション
「私学事業団 海外研修旅行」係

電話：03(5908)3335
FAX：03(5908)3028
営業時間：月～金曜日 9：30～17：30
土曜日 10：00～15：00
定休日：日曜日・祝日

請 求 先		様式用紙等の 請求専用FAX
広報相談センター相談班		03(3813)1081
共 済 業 務 課	札幌ガーデンパレス	011(222)6311
	仙台ガーデンパレス	022(299)6296
	名古屋ガーデンパレス	052(957)1387
	大阪ガーデンパレス	06(6393)9728
	広島ガーデンパレス	082(262)1149
	福岡ガーデンパレス	092(713)3581

様式用紙等の請求は、ホームページからのダウンロードやFAXでの請求が便利です。

●ホームページからのダウンロード
私学共済ホームページ(様式用紙等のダウンロード)では、①キーワード②内容(分類)別③用紙名(あいいうえお順)の3とおりの方法で用紙を検索できます。ダウンロードできない用紙については、請求方法等をご案内しています。

●FAXで請求する
様式用紙等の請求専用FAXを設置しています。ご利用の際は、任意の用紙に①学校名②学校記号番号③郵便番号・送付先住所④連絡先電話番号⑤担当者名⑥用紙名(様式番号不要)⑦必要部数を明記してください。

様式用紙等の請求方法
広報相談センター 相談班

年金等給付事業

老齢厚生年金

退職後や老後の生活の安定のため、全国民共通の「老齢基礎年金（国民年金）」の上乗せとして支給されます。老齢厚生年金は、下表の年齢に応じて支給が開始されます。ただし、在職中は原則として支給停止されます。

生年月日	老齢厚生年金の支給開始年齢
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

障害厚生年金

加入期間中の病気やケガで障害の状態になったときに、それに伴う稼働能力の喪失又は減少を補うための給付です。

障害認定日（原則初診日から1年6か月後）に障害の程度が1～3級に該当する場合に支給されます。在職中も支給されます。

遺族厚生年金

加入者又は加入者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた遺族の生活保障として支給されます。遺族の順位は①配偶者、子②父母③孫④祖父母となっています。

※他にも日本国籍を有さない人に対する**脱退一時金**があります。

退職等年金給付

被用者年金制度の一元化により、共済年金の職域部分の年金は廃止され、「退職等年金給付」が創設されました。「退職年金」「職務障害年金」「職務遺族年金」の3種類があります。財政運営は積立方式、給付設計については、キャッシュバランス方式を採用しています。

福祉事業（福利厚生）

保健事業

特定健診・特定保健指導、人間ドック利用費用補助、メンタルヘルス等相談事業、郵送検診、出産祝品等の贈呈、海外研修旅行の企画協力、各種割引事業などを行っています。

医療事業

直営の医療施設として、東京臨海病院を運営しており、加入者及び被扶養者に高度で適切な医療を提供しています。

宿泊事業

全国にホテル「ガーデンパレス」（札幌・仙台・東京・名古屋・京都・大阪・広島・福岡）を8か所、宿泊所・保養所（箱根・湯河原・葉山・鎌倉・金沢・軽井沢・志賀高原・京都）を8か所運営しています。

積立貯金事業

加入者の毎月の給与や賞与から貯金を受け入れ、安全かつ有利な利率（*）で運用を図っています。
* 年利 0.25%（半年複利）
〈金融情勢の変動等により変更する場合があります〉

積立共済年金事業

拠出型企業年金保険制度で、在職中に積み立てた積立金を原資として退職後に年金や一時金等の給付が受けられます。税制適格コース（個人年金保険料控除の対象）と自由選択コース（一般の生命保険料控除の対象）があります。

共済定期保険事業

スケールメリットを活かした保険料で、在職中に死亡した場合や高度障害となった場合に保険金が給付されます。1年更新の団体保険制度で、個人加入コースと学校加入コースがあります。他にも入院保障等のコースがあります。

生涯生活設計の支援事業

教職員生涯福祉財団と共催で、退職後を含めた生活設計に必要な知識や情報を提供するセミナーを開催しています。また、通信研修・講座等の割引幹旋を行っています。

貸付事業

加入者貸付として、一般・教育・結婚・災害・医療・住宅貸付があります。学校法人等の職員住宅の購入・建設に対する貸付として、特殊住宅貸付があります。

福祉事業の詳細は「私学共済ブック2016」〔保健・宿泊編〕をご覧ください。なお、2017年版は5月下旬に「レター」5月号と一緒に送付する予定です。



共済業務に関する電話での相談サービス

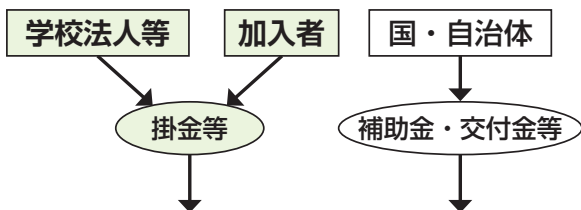
広報相談センターと各ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課では、オンライン情報をもとに、共済業務にかかる各種相談を受け付けているほか、年金の試算や証明書の交付なども行っています。

受付時間：月～金曜日
（年末年始及び祝日を除きます）
9:00～17:15

共済業務の相談サービス電話番号		
広報相談センター相談班		☎03(3813)5321（代表）
共済業務課	札幌 ガーデンパレス	☎011(222)6234（直通）
	仙台 ガーデンパレス	☎022(299)6231（直通）
	名古屋 ガーデンパレス	☎052(957)1388（直通）
	大阪 ガーデンパレス	☎06(6393)9701（直通）
	広島 ガーデンパレス	☎082(262)1134（直通）
	福岡 ガーデンパレス	☎092(752)0651（直通）

新しく私学共済事務担当者となる皆さんへ

私学共済事業のあらまし



私学共済制度は社会保障制度の一つです

私立学校に勤務する教職員（一部を除きます）は、私立学校教職員共済法により私学共済制度の加入者になります。自分の意思で加入したり、脱退したりすることはできません。

私学共済制度の財源は、学校法人等と加入者が負担する掛金等と国等からの補助金等で成り立っています。

私学共済制度の三つの事業

短期給付事業

加入者と被扶養者の病気・ケガ・結婚・出産・死亡・休業や災害などに対して給付されます。

* 民間会社に勤務している人が加入する「健康保険」に相当するものです。

年金等給付事業

加入者が一定の年齢に達したときや退職したとき・障害の状態になったとき・死亡したときに、加入者や遺族の生活の安定のために年金や一時金が給付されます。

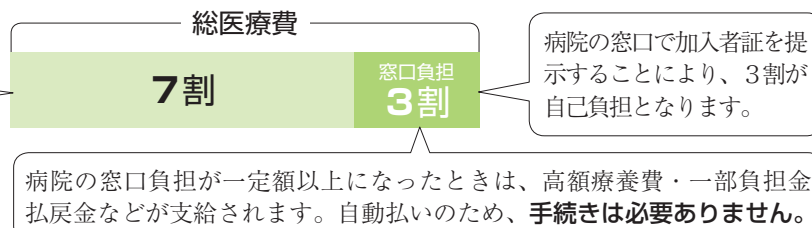
福祉事業

「日常生活をより豊かに、より健康に」をテーマに、八つの福祉事業を行っています。

短期給付事業（健康保険）

【医療機関等を受診したときの一般的な例】

かかった医療費のすべてを加入者（患者）が自己負担するのではなく、7割は私学事業団が病院に支払います。このことを「療養の給付等」といいます（現物給付）。



手続きが必要な主な給付（現金で給付されます）

病気になったとき

療養費

家族療養費

やむを得ない理由により加入者証等を使えず、一旦医療費の全額を立て替え払いしたとき

移送費

家族移送費

転院等の際、症状が重いため緊急やむを得ず、医師の指示で寝台自動車等を利用したとき

休業し報酬が減額又は無給となったとき

傷病手当金

職務以外の病気やケガにより休業したとき

出産手当金

出産により休業したとき

休業手当金

家族の病気やケガなどにより休業したとき

結婚したとき

結婚手当金

出産したとき

出産費

家族出産費

直接支払制度を利用しなかったとき

死亡したとき

埋葬料

家族埋葬料

災害にあったとき

災害見舞金

水震火災やその他の非常災害により住居や家財に損害を受けたとき

弔慰金

家族弔慰金

水震火災やその他の非常災害により死亡したとき



短期給付・年金等給付の詳細は、「私学共済ブック2015〔給付編〕」（隔年発行）をご覧ください。2017年版は11月発行予定です。

お問い合わせの際には

私学事業団では、私学共済制度に加入する際、所属学校単位に加入者番号を付番しています。

私学共済制度に関するお問い合わせの際には、加入者証等をお手元におき、加入者番号をお伝えくださいますよう、ご協力をお願いします。

加入者証の記号・番号の例

記号 11 A 0099 番号 00141

県コード 学種 学校番号 個人番号

学校記号番号

加入者番号

**共済事業本部**

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。**積立貯金の前期募集が始まります****前期申出期間 4月26日(水)～5月25日(木)**

積立貯金の新規申し込み、既加入者の積立金額変更及び中断している積立貯金の復活を希望される場合は、申出期間内に手続きをしてください。

なお、積立貯金のパンフレットは3月24日(金)に単独発送しました。新規適用校や新規加入者のため、パンフレットが不足している場合は貯金係まで連絡してください。また、私学共済ホームページ〔福祉事業▶積立貯金〕にも掲載しています。

◆制度のあらまし

- **利率** 年利0.25% (金融情勢の変動等により変更する場合があります)

- **積立金額単位** 1,000円単位

● 積み立て方法

- ① 定時積立金 毎月の給与から控除して積み立て
- ② 臨時積立金 年3回・夏期・冬期・春期の賞与等から控除して積み立て

※臨時積立金のみの積み立てはできません。

● 今回の申し込みによる積み立て開始

6月の給与から〔払込期限は7月10日(月)〕

◆申し込み方法 (所定の用紙で申し込んでください)

- **新規加入** 「貯金加入申込書」
- **積立金額の変更** 「積立金変更申込書」
- **積立貯金の復活** 「積立中断・復活届書」

私学共済事務担当者は、加入者から提出された書類を学校単位で一括して「貯金関係書類送付内訳書」を添付のうえ、申出期間内に提出してください。

◆送付先 (積立貯金書類専用)

〒101-8709 日本郵便(株)神田郵便局私書箱第103号

私学事業団共済事業本部 福祉部保健課貯金係

被扶養者の要件の再確認を!

被扶養者として認定されている人が、就職して健康保険に加入したり、アルバイトなどで収入が増加したり、結婚した場合や、同居を要件とする被扶養者が別居した場合など、被扶養者の要件を欠いたときは、被扶養者の取り消しとなりますので、速やかに「被扶養者取消申請書」を提出してください。

被扶養者の再審査等で、以前から被扶養者の要件を欠いていることが判明すると、要件を欠いた時点に遡って被扶養者の取り消しとなり、その間に受けた保険診療費などは返還しなければなりません。

4月は被扶養者に認定されている家族の状況も変動することが多い時期です。要件を満たしているか再確認していただき、手続きが遅れることがないようにご注意ください。

【業務部 資格課】

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話がつながりにくい状態となっています。特に月曜日や午前中は大変混雑しており、ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

なお、お近くのガーデンパレス共済業務課もご利用ください (本誌16頁参照)。

資格関係の電算用紙の修正をしてください

資格関係の様式用紙等の電算用紙 (学校法人等で作成した様式) による届け出が承認されている学校法人等には、すでに新用紙への修正を依頼していますので、速やかに修正をお願いします (「資格取得報告書」を除き、再承認を受ける必要はありません)。

なお、新用紙は私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕に掲載しています。 **【業務部 資格課】**

貸付けの申込締め切り日にご注意ください

5月2日(火)送金分は4月14日(金)、5月22日(月)送金分は4月28日(金)が申込締め切り日となります。締め切り日 (毎月15日・月末) が土・日・祝日のときは繰り上がりますのでご注意ください。

【福祉部 貸付課】**4 月の共済業務スケジュール**

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 3月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限 (必着)
14日(金)	貸付 5月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(木)	貯金 送金
24日(月)	貸付 送金
25日(火)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
26日(水)	貯金 前期加入申し込み開始
	掛金等 3月分掛金等口座振替 (自振校のみ)
28日(金)	貸付 4月分定期償還口座振替 (自振校のみ) 貸付 5月22日送金申し込み締め切り

5 月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金等 3月分納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 4月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限 (必着)
15日(月)	貸付 6月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

平成29年度 日本私立学校振興・共済事業団職員募集

私学事業団では、下記のとおり平成29年度職員採用試験を行いますので、関係者へご案内ください。
受験手続き、その他詳細については私学事業団ホームページ〔採用・募集情報〕にてご確認ください。

- 受験資格…昭和63年4月2日以降生まれの者で学校教育法による大学の学部を卒業（又は大学院の修士課程を修了）した者、もしくは平成30年3月までに卒業（又は修了）見込みの者又は本事業団がこれらと同等と認めた者。
- 採用予定人数…5名程度
- 採用予定年月日…平成30年4月1日（既卒者は平成29年度中に採用の場合あり）
- 受験申込期間
平成29年4月7日（金）～4月27日（木）

- 第一次試験（教養・作文）
平成29年6月25日（日）
会場 東京大学教養学部駒場キャンパス
 - 第二次試験（第一次試験合格者に対する面接等）
平成29年7月（予定）
- 【問い合わせ先】
総務部 人事課
☎03(3230)7884、03(3813)9518
Eメール jinji@shigaku.go.jp

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

経営相談のご案内

私立学校の経営の改善及び安定に寄与するため、経営相談を実施しています。

学園の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスいたします。

【相談内容の例】

- ①経営改善計画の作成支援
- ②管理運営、組織の活性化
- ③教育内容の改善
- ④財務の分析・比較
- ⑤学生生徒等の確保
- ⑥人事政策・人件費の見直し
- ⑦収入の確保、経費の節減
- ⑧その他の課題
- ⑨専門家を活用した相談

【経営相談の申込書等について】

◆大学・短期大学・高等専門学校法人

3月下旬に電子窓口に掲載

◆高等学校・中等教育学校法人

3月下旬に理事長宛てに送付

平成29年度において相談を希望される場合には、必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

◎申込締め切り日：4月24日（月）

【私学経営情報センター 経営支援室】

☎03(3230)7828・7830・7831

Eメール shien@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

4月は、「平成28年度私立大学等経常費補助金に係る実績額等の確定報告について」「平成29年度私立大学等経常費補助金説明会」について掲載する予定です。

【助成部 補助金課】

☎03(3230)7300~7311

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問、ご相談を承っています。ぜひご利用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます
http://www.shigakukyosai.jp/

軽井沢 すずかる荘

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267(45)7311
(しなの鉄道「中軽井沢」駅下車、徒歩10分)

浅間山にかぶった雪が少なくなってくると、町中では、
春の息吹が感じられます。花々や新緑をお楽しみください。

スプリングプラン

1泊2食(2名1室/1名様) 8,800円
取扱期間:平成29年4月1日～4月28日
*1名1室の場合は、1泊につき500円の割増となります。



軽井沢から望む浅間山



すずかる荘



すずかる荘の中庭に咲くゆきやなぎ

新緑プラン

1泊2食(2名1室/1名様) 9,100円
取扱期間:平成29年5月7日～7月21日
*1名1室の場合は、1泊につき500円の割増となります。

融資事業のご案内

平成29年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表 (平成29年4月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室 等の建築事業等並びに校(園)地の 買収事業等	年% 0.60	年% 0.31	年% 0.41
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナー ハウス等の建築事業並びに当該施 設建築のための土地買収事業等	0.70	0.41	—
【教育環境整備費】 校教具(幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象)、通園バス、大 型設備・情報技術整備等の購入	—	0.31	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.31

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定
金利・元金据置(最大2年間)・元金
均等償還です。

施設整備をご計画の際は「安心で安
定感のある」本事業団資金のご利用を
検討されてはいかがでしょうか。

29年度融資のご希望については、現
在受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867
Eメール yushi@shigaku.go.jp